

# 特定非営利活動法人 府中国際友好交流会 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 府中国際友好交流会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都府中市府中町2丁目25番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、府中市及びその友好都市であるウィーン市ヘルナルス区の市民に対して交流・協力に関する事業を行い、両市民の相互交流並びに日本国及びオーストリア両国の国際交流の増進に寄与するとともに、府中市内在住外国人並びに関係在外邦人への援助・協力など交流事業を行い、広く国際交流の進展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成に資するための事業
    - ① ホームステイ生の派遣と受入れ
    - ② 留学生の派遣と受入れ
  - (2) 双方住民の福祉向上に資するための事業
    - ① 市内在住外国人並びに関係在外邦人への援助・協力
    - ③ その他国際交流の進展に資するための事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1) 食品、観光名産品の販売
  - 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して寄附又は事業に協力する個人及び法人
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同する学生等ボランティアとして協力する個人及び団体

(入会)

第7条 正会員は、この法人の目的に賛同し、その実現のために他の会員と協力して活動しなければならない。

- 2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申込みがあったとき、その者が第1項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないとときは、速やかに、その理由を付した書面をもって入会申込者にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(賛助会員)

第11条 賛助会員は、この法人の目的に賛同して寄附又は事業に協力する個人及び法人とし、会費は無料とする。

- 2 賛助会員の入会、退会及び会員資格の喪失については、正会員に準ずるものとする。

(特別会員)

第12条 特別会員は、この法人の目的に賛同する学生等ボランティアとして協力する者とし、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

ただし、特定の事業に対し労力等をもって奉仕する場合にはこの限りではない。

- 2 特別会員の入会、退会及び会員資格の喪失については、正会員に準ずるものとする。

(除名)

**第13条** 会員が次の(一)に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

**第14条** 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

**第15条** この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 7人以上15人以内とする。

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

**第16条** 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号の何れかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

**第17条** 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ

ること

(任期等)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 换算のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に、前任者任期の末日後最初の社員総会が終結するまでの間、前任役員の任期を伸長することができる。

(欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えるなければならない。

(報酬等)

第21条 役員の報酬は、無償とする。ただし、その職務を執行するために要した費用の実費弁償を受けることができる。

## 第4章 会議

(種別)

第22条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任及び職務
- (6) 入会金及び会費の額

- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第25条 通常総会は、毎事業年度1回、前事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき
- (3) 監事が第17条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

（総会の招集）

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、あらかじめ通知しない事項についても、軽微な事項については議決できる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第30条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名押印、又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があった場合には、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

**第38条 各理事の表決権は、平等なものとする。**

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることのできない。

(理事会の議事録)

**第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。**

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印、又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

(構成及び区分)

**第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。**

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄附金品
  - (4) 財産から生じる収入
  - (5) 事業に伴う収入
  - (6) その他の収入
- 2 この法人の資産は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(管理)

**第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。**

## 第6章 会計

(会計の原則及び区分)

**第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。**

- 2 この法人の会計は、これを分けて、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

**第43条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

**第44条** この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

**第45条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

**第46条** 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

**第47条** 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

**第48条** この法人の事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

**第49条** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

**第50条** この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

**第51条** この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

**第52条** この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

**第53条** この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、府中市に譲渡するものとする。

(合併)

**第54条** この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

**第55条** この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第9章 事務局

(事務局の設置)

**第56条** この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

**第57条** 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

**第58条** 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雜則

(細則)

**第59条** この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3 この法人設立当初の役員の任期は第18条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の

日から平成13年3月31日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 入会金 10,000円
  - (2) 年会費 10,000円

別表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	伊達和男
副理事長	河口暎雄
理事	朝倉利明
理事	小澤明
理事	松本一男
理事	松本富男
理事	吉沢則夫
監事	岡田茂子
監事	山崎史枝

#### 附則

この定款は、平成18年2月22日から施行する。

#### 附則

この定款は、平成26年5月30日から施行する。

#### 附則

この定款は、平成27年9月2日から施行する。

#### 附則

この定款は、平成30年5月25日から施行する。

#### 附則

この定款は、平成30年10月1日から施行する。